

■みんなのはままつ創造プロジェクト事業提案にあたっての注意事項■

※下記内容に同意した上で、事業提案を行ってください。

□以下に係る行為は一切行わないようにしてください。これらに係る事業は補助金交付を受けられません。

- ・政治的、宗教的なもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・団体等の宣伝もしくは会員の勧誘を目的とするものまたはそのおそれのあるもの

※補助金交付に係る審査結果についての異議申し立ては一切受け付けません。

□提出書類に虚偽・不備のあるものは補助金交付を受けられません。

□補助金交付を受けた事業は、以下の事項を必ず行ってください。

- ・事業の看板やポスター、チラシ等に「みんなのはままつ創造プロジェクト」のロゴマークを付すこと
- ・チラシ等を作成する際は、「みんなのはままつ創造プロジェクト」の文字を表記すること
- ・チラシ等を作成した際は、事務局へ 10 部程度提供すること
- ・協働センター等の公共施設へのチラシ配架を希望する場合は、所定の手続きを行うこと

※審査結果の通知と併せて、配架手続きの方法をご案内します（採択事業に限る）。

□申請内容に変更が生じた場合には、速やかに報告してください。

□団体の構成員又は団体の構成員が代表を務める法人と契約する場合は、契約先を選定した理由をあらかじめ報告しなければなりません。審査の上、契約先の選定理由が妥当かどうか判断します。

□申請者（団体）に関する個人情報は、浜松市が厳正に管理し、補助金交付に係る審査の目的以外に使用することはありません。ただし、みんなのはままつ創造プロジェクトに採択された事業については、事業名、団体名、開催日、会場、事業概要、入場料または参加費等の事業内容、団体の連絡先（電話番号等）を、市出版物やホームページ等で紹介いたしますので、ご承知おきください。

□事業の運営にあたっては、適正な運営と事故防止に万全を尽くし、万一、事故・トラブル等が発生した場合には、主催者で責任をもって対処してください。

□事業終了後、事業実績報告書（収支決算書、事業実施状況の写真を添付）を、事業終了の日から起算して 30 日以内または平成 30 年 3 月 31 日までのいずれかの早い日までに提出してください。事業実施状況の写真については、市広報出版物、記録報告書、ホームページで紹介いたしますので、著作権・肖像権・個人プライバシー等に問題のないものを電子データで数点提出してください。